

「旅客船の総合的な安全・安心対策」の実施状況

令和 7 年 1 0 月 6 日

I) 総論

～安全対策を「重層的」に強化し、安全・安心な旅客船を実現～

①事業者の安全管理体制の強化

- ・安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設
 - ・事業許可更新制度の創設
 - ・届出事業者の登録制への移行
 - ・運航の可否判断の客観性確保
 - ・避難港の活用の徹底
 - ・地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上
- 等

②船員の資質の向上

- ・船長要件の創設
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、
初任教育訓練、乗船履歴)
 - ・発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む)
- 等

③船舶の安全基準の強化

- ・法定無線設備から携帯電話を除外
 - ・業務用無線設備等の導入促進
 - ・船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討)
 - ・改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進
- 等

④監査・処分の強化

- ・海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、
抜き打ち・リモートによる監視の強化、
裏取り・フォローアップの徹底、
自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
 - ・行政処分制度の抜本的見直し
(違反点数制度、船舶使用停止処分の導入等)
 - ・罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
 - ・許可の欠格期間の延長(2年→5年)
- 等

⑤船舶検査の実効性の向上

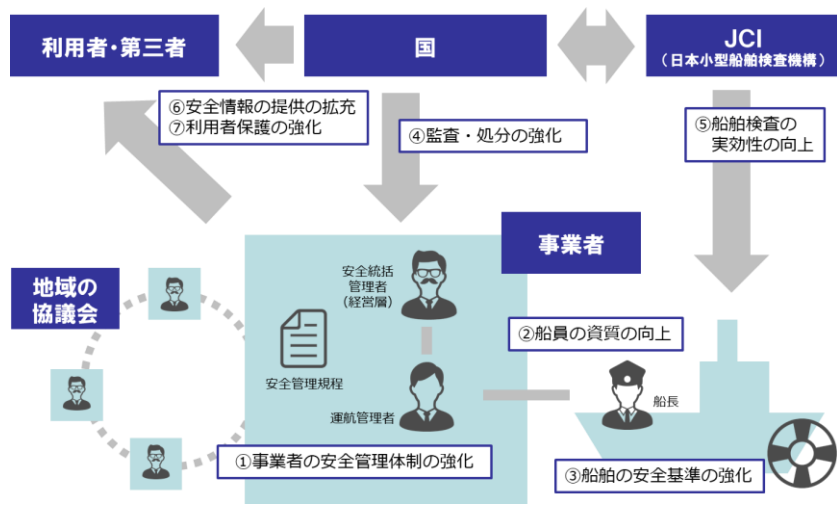
- ・国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法
の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む)
- 等

⑥安全情報の提供の拡充

- ・安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
 - ・行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
 - ・安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設
- 等

⑦利用者保護の強化

- ・旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
 - ・旅客名簿の備置き義務の見直し
- 等



令和4年12月22日 知床遊覧船事故対策検討委員会とりまとめ 対策項目全66項目

実施中又は実施済

準備中

令和5年10月12日
第1回フォローアップ委員会

35項目

31項目

令和6年10月3日
第2回フォローアップ委員会

49項目

17項目

令和7年10月6日
第3回フォローアップ委員会

62項目

4項目

令和8年4月

65項目※

1項目※

※予定

○ 進捗状況は下記に分類する。

- ✓ 実施中又は実施済：講ずべき措置が行われ、引き続き実施している又は完了したもの
(法令が施行済のものを含む)
- ✓ 準備中：講ずべき措置に向けて、引き続き準備しているもの(法令が公布済で未施行のものを含む)

全体： 62項目実施中、
又は実施済

☆

4 項目準備中

／66項目中
(R7.10.6時点)

総合的な安全・安心対策

※前回会議：49項目実施中又は実施済、17項目準備中

準備中の項目

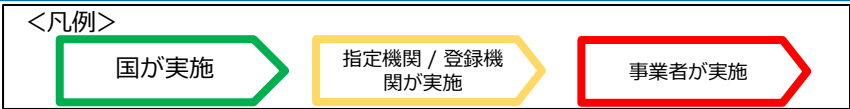
(1) 事業者の安全管理体制の強化	14項目実施中、 4 項目準備中／18項目 又は実施済	・管理者への講習の受講義務付け (R9.1頃講習開始) ・運航管理者の助言の尊重義務の法令化 (R8.4施行) ・運航管理体制の強化 (R8.4施行) ・陸上要員講習の義務付け (R8.1頃講習開始)	
(2) 船員の資質の向上	5項目実施中 又は実施済	／5項目	全ての項目が実施中又は実施済み
(3) 船舶の安全基準の強化	7項目実施中、 又は実施済	／7項目	全ての項目が実施中又は実施済み
(4) 監査・処分の強化	21項目実施中、 又は実施済	／21項目	全ての項目が実施中又は実施済み
(5) 船舶検査の実効性の向上	5項目実施中 又は実施済	／5項目	全ての項目が実施中又は実施済み
(6) 安全情報の提供の拡充	7 項目実施中、 又は実施済	／7項目	全ての項目が実施中又は実施済み
(7) 利用者保護の強化	3項目実施中 又は実施済	／3項目	全ての項目が実施中又は実施済み

II) 各論

- 安全統括管理者・運航管理者資格者証を有する者からの選任義務が令和8年4月より開始。当該資格者証を取得するための試験について、令和7年5月1日から開始。
- 令和7年5月21日より資格者証の交付申請の受付を順次開始。資格者証の有効期限が2年であるところ、2年毎の資格者証更新に必要となる更新講習について、令和9年1月頃から開始予定。
- また、運航管理者が船舶に乗組むことの原則禁止が令和8年4月より開始。特例※として、運航管理者が船舶に乗組む場合に必要となる運航管理者と陸上従業者の兼務講習について、令和8年1月頃から開始予定。

※以下のいずれかに該当する場合のみ運航管理者と船長の兼務可
① 常時1隻小型船舶しか運航しない旅客定員12名以下の登録事業者が運航する場合
② 生活航路において、緊急時に船舶を運航させなければならない場合

【スケジュールのイメージ】



	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	...
安全統括管理者・ 運航管理者の選任		関係 公布 省令	施行関係 予省 定令 経過措置 1 年 (新規参入を除き、従前の要件に よる管理者選任も認める)	資格者証を有する者から 安全統括管理者・運航管理者を 選任する必要	
			資格者証を有する者から 選任した旨の選任届を提出		
試験	試験機関 公募・指定	問題例 の周知	令和 7 年 5 月 1 日より 通年で試験実施中		
			資格者証発給事務の実施・資格者管理（令和 7 年 5 月 2 1 日～）		
講習			講習機関 公募・登録		
			更新講習実施 （資格者証の更新講習）		
			兼務講習実施 （運航管理者が船舶に乗組む場合の運航管理者追加講習及び陸上従業者講習）		

事業者の安全管理体制の強化のための安全管理規程ひな形の充実

(参考資料P1(1)②～④、P.3⑧～⑩、P.4⑪～⑬、P.5⑭～⑯、P.15(7)③)

見直し内容に関する基本的な考え方

- **安全管理規程（ひな形）の充実**について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「**2段階**」に分けて改正する。
- フェーズ1では、実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項※（令和8年4月施行）を反映する。 ※資格者証を有する安全統括管理者・運航管理者の選任義務等

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年11月ひな形改正済

- 安全管理規程の実効性確保
 - ・記録の作成、備置き及び保存（期間）について追記
 - ・運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間について追記
- 事故の防止、事故発生時の対応
 - ・国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を追記
 - ・事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について追記

等

【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正予定

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
 - ・安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて追記
- 安全管理規程の実効性確保
 - ・乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制について追記

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、既存事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正。（既存事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限（令和8年度末）までに改正）
- フェーズ2：既存事業者は、**事業の実施に必要な資格者を確保次第、令和8年度末までに規程変更・届出**を行う。

- ドライブレコーダーに相当する装置に記録された映像等を日々の教育訓練へ活用することについて、一定の船舶への義務付けに向けたガイドラインを作成することとされたところ。
 - 令和6年度にドライブレコーダーを設置している旅客船・バス事業者へ追加ヒアリングを行い、教育訓練による事故削減のほか、「**有事の際に事実関係を確認することで、乗員を守ることができる**」ことが大きなメリットであることを確認。令和7年3月、ドライブレコーダーを活用した**教育訓練の実施ガイドライン**を公表。
 - 令和7年度中に、ドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練の事例を集めて**ベストプラクティス**を作成するほか、教育訓練の実施方法等についての**分かりやすい動画を制作**して公開予定。
- ⇒ 当該ガイドラインに沿ってドライブレコーダーの導入を促進しつつ、**ドライブレコーダーを活用した教育訓練**について、令和9年4月の義務付け（対象は小型船舶のみをその用に供する旅客不定期航路事業者を予定）に向けて、引き続き、効果の検証等を進めていく。



実証船舶（一例）



調査に使用した
ドライブレコーダー（一例）



前方カメラによる撮影イメージ



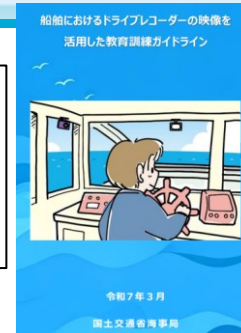
操船者カメラによる撮影イメージ

【撮影された映像の教育利用等への活用が考えられる場面（例）】

初任研修時	✓ ベテランのお手本を映像で示す。 ✓ 研修の振り返りや注意点を確認。
事故・ヒヤリハット発生時	✓ 事故・ヒヤリハット発生時の映像をもとに、再発防止に活用。
定期研修時（平時）	✓ 事故・ヒヤリハット映像をもとに再発防止や危険予知トレーニングに活用。 ✓ 手順等を守って安全運航に努めているかを確認。
その他（教育以外での活用）	✓ 事故やトラブル発生時の事実関係の確認、責任所在の明確化。（事実をもって船員を守ることができる） ✓ 事故処理の円滑化。（事情聴取の短縮） ✓ 乗客・乗員のマナー向上。（見られているとの意識から） ✓ 機関室の監視。（固定式消火設備の省略、浸水等の監視）

【参考】船舶におけるドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドライン 概要

- 知床遊覧船事故対策検討委員会のとりまとめを受け、**ドライブレコーダー映像を活用した教育訓練ガイドライン**を策定。
- 本ガイドラインは、船舶運航事業者の皆様がドライブレコーダーの映像を活用し、**円滑な教育訓練を実施できる**よう、その効果的な活用が可能となる**機器の要件**や**具体的な教育訓練の方法**等を紹介。



【ガイドライン概要】

①ドライブレコーダーの導入

ドライブレコーダーの**導入の目的**や教育訓練に必要な映像を記録するための**機器要件**※

②教育訓練に活用する映像データの収集・分析

映像データの収集・分析を通じた、**効果的な教育素材の作成方法**

③教育訓練への活用

収集・分析した映像による**教育訓練の実施方法**

④ドライブレコーダーの設置事例

実際の船舶へドライブレコーダーを設置した**撮影事例**

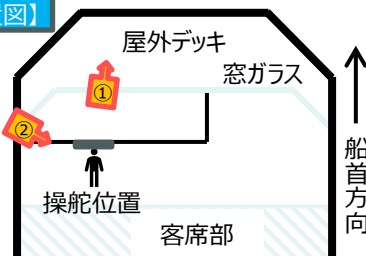
【設置事例】

※性能は自動車用として販売されている市販品で対応可能

【設置船舶】



【配置図】



【設置ドライブレコーダー】



※ 自動車用ドライブレコーダーを利用

【映像】



①前方用カメラ

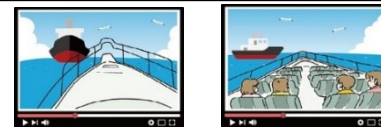


②操船者用カメラ

【教育訓練フロー】

ドライブレコーダー映像による教育訓練実施フロー

映像の確認・収集



- 少なくとも「事故」、「ヒヤリハット」、「操船に関する苦情」があった場合には、映像を確認し、該当部分を保存します。

映像の分析

- 保存した映像から、**操船の問題点を分析**しましょう。

個別操船者に指導

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**せましょう



映像を共有し集団で指導

- 操船者に対して**指導を行い、問題点を是正**せましょう



フォローアップ

- 指導後の操船映像を確認し、きちんと**指導が反映されているかを確認**しましょう。

継続的改善

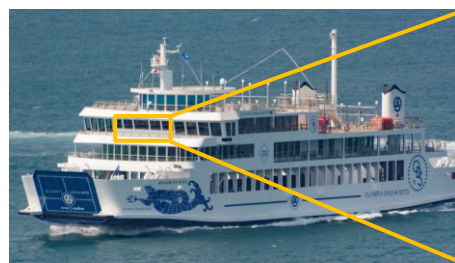
- PDCAサイクルを回し、**安全運航のための改善**を続けます。

ドライブレコーダーを活用した教育訓練事例

- **ドライブレコーダーを活用した教育訓練の実施ガイドラインに基づき、ドライブレコーダーを設置・教育訓練を実施しているところ。** 例えば、部下船員への操船等に関する教育（事例1）や、異常事態への対処等の学び（事例2）として活用。
 ⇒ドライブレコーダーの映像を教育訓練に活用することで、イメージが容易になる等、効果的な教育訓練が実現できることを確認。

事例 1

- 国際両備フェリー株式会社



船舶外観



操舵室（前方・操船者カメラ）



前方カメラ



操船者カメラ

- 船長から一等航海士に対し、船舶の動きに合わせて操船や指示のタイミング等について教育訓練を実施。

教育訓練受講者のコメント

- 船長の実際の操船を映像で見ることができるので、操船イメージができた。



一等航海士

船長

運航管理者

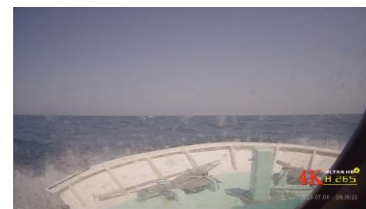
教育訓練の様子

事例 2

- 株式会社そともめぐり



船舶外観



前方カメラ



教育訓練の様子

- 排気色異常が発生したことから、通常時との比較や発生原因、対処方法等について意見交換・教育訓練を実施。

教育訓練受講者のコメント

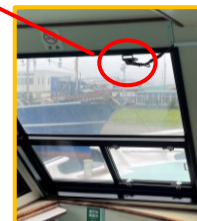
- 排気色異常への対応について、映像だと一目瞭然で伝わりやすい。



※ 客室内・機関室・後部甲板にも追加でカメラを設置



操舵室（操船者カメラ）



客室（前方カメラ）



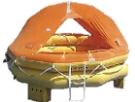
操船者カメラ



後部甲板（排気色異常が発生）

船舶の安全基準の強化（参考資料P.7(3)①～⑥）

○ 旅客定員13人以上の船舶（旅客船）、旅客定員12人以下の事業船※に対する**安全設備の義務化の適用日**は**決定済み**（規則改正済み）。

安全設備	旅客定員 13 人以上の船舶	旅客定員 12 人以下の事業船※
法定無線設備   業務用無線設備 衛星電話	令和 4 年11月 1 日（許可船） 令和 6 年 4 月 1 日（許可船以外） （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）	令和 7 年 6 月 1 日 （中間検査又は定期検査までの経過措置あり）
非常用位置等発信装置   AIS EPIRB	令和 6 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）	令和 7 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）
救命いかだ等   救命いかだ 内部収容型救命浮器	令和 7 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）	令和 8 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）
隔壁の水密化等    浸水警報装置 排水ポンプ	令和 8 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）	令和 9 年 4 月 1 日 （定期検査までの経過措置あり）

※ 海上運送法の適用を受け人の運送に使用される船舶

（注） 遊漁船業のみに供する船舶に対する義務化の適用日は検討中

- 令和4年12月、知床遊覧船事故対策検討委員会でのとりまとめにおいて、**旅客船や遊漁船などに救命いかだ等の安全設備を義務化する方針を決定**。しかしながら、令和5年11月に実施した義務化に関するパブリックコメントを踏まえ、同年12月、**遊漁船への安全設備の義務化を当面の間延期**。
- 令和6年3月、全国各地の遊漁船事業者を含む有識者等からなる検討会を設置。同年7月、**遊漁船への義務化の必要性や、いかだ等の搭載を要しない5つの具体的な方法について合意**。
義務化の適用日は、安全設備の早期搭載を促進するための方策の検討状況等を踏まえ、今後検討。
- 令和6年7月以降、遊漁船事業者向けの説明会を全国で実施し、上記検討会で**遊漁船への義務化についてとりまとめたことを周知しつつ、いかだ等の搭載を要しない方法を事業者が具体化できるよう対応**。（継続中）
- 令和7年7月、**水産庁が、遊漁船に対し、いかだ等の安全設備の購入費の一部を補助する事業を実施**。
義務化の適用日は、引き続き、安全設備の早期搭載を促進するための方策の状況等を踏まえつつ検討。



遊漁船事業者向け説明会の例
(宮城県) ※



遊漁船事業者向け説明会の例
(静岡県)



遊漁船事業者向け説明会の例
(山口県)

※出典：NHK仙台放送局

救命いかだ等の旅客船への搭載事例

- 本年4月より、救命いかだ等の旅客船への搭載義務化が開始。一定の水温を下回る水域・海域を航行する旅客船に対して、定期検査時に救命いかだ等が搭載されていることを確認※。
- メーカーにおいて救命いかだ等の操作手順動画を作成し、万が一の事態となった際、船員や乗客等が適切に救命いかだ等を使用できるよう、理解の促進に向けた取り組みを実施。

※「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の選択を検査機関に申告し、船舶検査を受検することも可能。



＜救命いかだ等を搭載した船舶＞

(バッグ式)



(固定式)



【操作手順動画の公開先】

手順動画は、以下のURL又はQRコードでご覧いただけます。

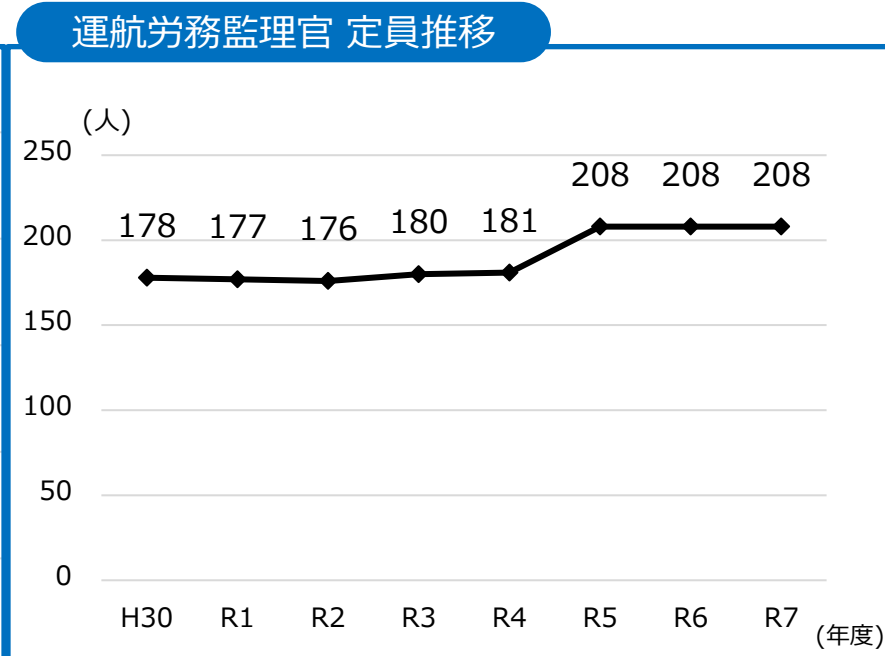
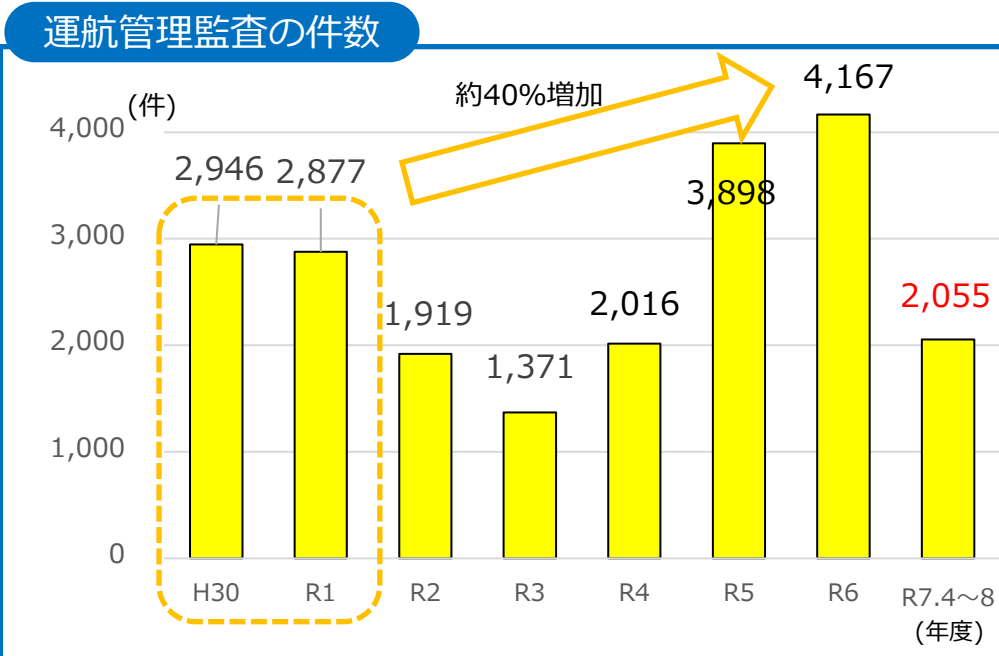


<https://rfd.co.jp/news/news20250119/>



＜救命いかだ等の操作手順動画（抜粋）＞

- 監査件数の増加や抜き打ち・リモート監査の活用により、事業者の監視を強化。
- 監査官の増員、自動車監査のノウハウ共有など、体制面・能力面を強化。



行政処分・行政指導の件数

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4~8
行政指導	15	14	15	14	23	24	20	3
行政処分								
安統官・運管解任命令	0	0	0	0	0	0	1	0
安全確保命令	2	3	2	3	7	12	12	6
事業停止	0	0	0	0	1	0	0	0
許可取消	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	17	17	17	17	32	36	33	9

- 【行政指導となった事例】
- ・ アルコール検査の未実施
 - ・ 事故発生時に運航管理者、海上保安庁等への連絡未実施
 - ・ 船内巡視記録の記載不備
- 等
- 【安全確保命令となった事例】
- ・ 操練実施記録の不実記載
 - ・ 船舶検査証書の航行上の条件違反
 - ・ 特定教育訓練の未実施
- 等

監査・処分の強化（２）

（参考資料P.9(4)①～③⑥、P.10⑧⑨、P.11⑩⑪⑫、P.12⑮⑯）

「旅客船の安全・安心対策」を踏まえた取組の実施

⇒「旅客船の安全・安心対策」を踏まえ、次の取組を実施中

運航労務管理官の 監査手法の見直し	○ 抜き打ち・リモート(電話・web会議・メール等)による監査により、事業者に対する監視を強化 ○ 通報窓口の設置及び周知の強化等により法令違反や事故リスクの高い事業者に対する機動的な監査を実施 ○ 船舶検査情報等を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に実施 ○ 行政処分等を行った事業者に対し、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップ 【いずれもR4.8～】 ○ 安全管理規程のチェックや監査の実効性向上のため、必要なマニュアルの充実 【R6.11～】
運航労務監理官の 監査能力の向上	○ 自動車監査部門との人事交流等による専門性の向上 ✓ 国土交通本省・地方運輸局等において、海事部門と自動車部門の間で職員の人事交流 【R4.7～】 ✓ 自動車監査への同行（67名、168件※） 【R4.11～】 ○ 研修の充実 ✓ 自動車監査部門が開催する研修に参加（109名※） 【R4.6～】 ✓ 監査・捜査等に係る専門家による研修の実施（60名※） 【R5.7～】 ※R7.3時点
違反点数制度の創設	○ 法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度の創設 【R6.4～】

更なる取組の実施

⇒ 運航労務監理官の監査・処分の強化を図るため、次の通り更なる取組を実施

運航労務監理官の 監査手法の見直し	○ 抜き打ち・リモート監査の目標件数を設定 【R7.4～】 ○ 監査の継続的改善・質の向上のため、運航管理監査業務に品質管理システム（QMS）を導入 【R7.4～】 ○ JCIからのプッシュ式での船舶検査情報の共有を実施 【R7.9～】
運航労務監理官の 監査能力の向上	○ 事例研究・勉強会を定期的に開催（毎月Web） 【R7.7～】 ○ Teamsチャットを活用した意見交換の場を設置 【R7.8～】 ○ 安全体感研修（現場での危険の擬似体験等）を実施 【R7.10～】
その他	○ 機動的な監査体制の構築及び人材育成のため、国土交通本省に監査即応チームを設置 【R7.7～】 ○ 運航労務監理官ベストプラクティス（表彰制度）を実施 【R7年度～】

▶ **上記の取組を継続的に実施し、引き続き監査の強化を図る。**

監査・処分強化の事例（１）

- 抜き打ちによる監査を積極的に実施することにより、事業者に対する監視を強化している。

【事例】 浸水の発生事実を国に報告せず、安全が損なわれた状態で運航を継続していた事案
(安全確保命令・解任命令)

事案概要

- ✓ J R九州高速船株式会社の運航する旅客船が、浸水が確認されていたにも関わらず、国土交通省への報告を怠り運航を継続したことの他、臨時検査を受けていない船舶を航行の用に供したことなど、関係法令及び安全管理規程に違反する事実があることを、抜き打ち監査により確認した。

行政処分（令和6年9月17日）

- ✓ 同社に対し、「安全管理規程に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに国土交通省及び海上保安庁にその概要及び事故等の処理の状況を報告すること」を含む安全確保命令を行った。
- ✓ また、同社の安全統括管理者及び運航管理者が、関係法令の遵守を徹底する職務等を怠っており、引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあることから、安全統括管理者及び運航管理者の解任命令を行った。

⇒事業者が改善報告書・安全統括管理者等の選任・解任を届出（令和6年10月）。
事業者が事業を廃止（令和7年2月）。



監査・処分強化の事例（２）

- **事業者の安全意識の欠如を根本的に是正すべく**、監査において確認された全社的な違反に対し、事業者には**是正命令や安全確保命令等の行政処分を発出し、厳格に指導監督**を行っている。

【事例】労働時間限度超過、操練の未実施、航海日誌への虚偽の記載等の違反が確認された事案

事案概要

- ✓ 令和6年11月以降、東海汽船（株）本社及び同社所有船（4隻）に対して監査を実施した結果、全社的に労働時間の限度超過や、長期にわたる防火・防水等の操練の未実施、航海日誌への虚偽の記載等、複数の船員法違反や海上運送法に基づく安全管理規程違反があることを確認した。

行政処分（令和7年4月1日発出）

- ✓ 船員法に基づき、「労働時間の上限を遵守すること」、「船員法の規定に従った操練が実施されるよう、また、航海日誌に虚偽のない記載がされるよう、全社的に改善を図ること」等を内容とする、**是正命令を発出**。
- ✓ 海上運送法に基づき、「経営トップが適切な安全管理体制を確立すること」、「安全統括管理者・運航管理者が安全管理規程の遵守を確実にすること」、「船長は、船員法に基づく操練の実施状況について、事実と違わず記録をし、運航管理者に対してありのままに報告をすること」等を内容とする、**安全確保命令を発出**。

⇒事業者が令和7年5月に改善報告書を提出。

大型旅客船



ジェットフォイル



令和7年4月に導入済

- 船員の適正な労働環境の確保等を図る行政サービスについて、その均質化及び継続的改善を目的として、品質管理システム(QMS: Quality Management System※)を平成22年4月より導入。
- 令和7年4月に、同システムの適用範囲に「運航管理監査業務(以下、監査)」を追加し、監査プロセスの明確化や評価等を実施することにより、監査の継続的改善及び質の向上を図っている。

※ ISO9001をベースに、PDCAサイクルにより行政サービスの改善を図るシステム

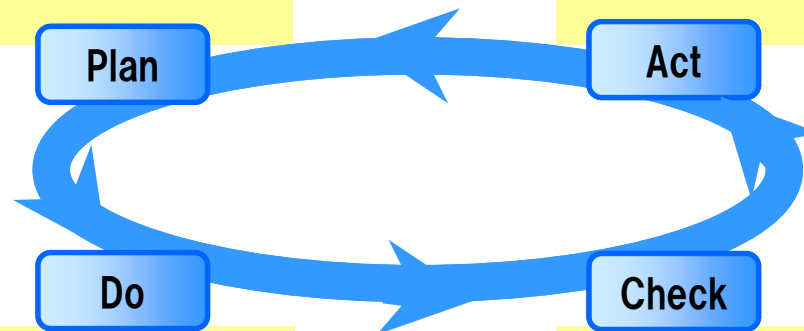
品質管理システム(QMS)による運航管理監査業務の品質管理

運用管理【毎年度当初】

監査等の行政サービス執行に係る手順書や業務目標(監査方針等)を定めるとともに、同目標等を実現するために必要な教育訓練(運労官に対する研修等)の計画を策定。

行政サービスの改善【毎年度末】

評価結果を踏まえ、必要となる監査等の行政サービスの改善を実施。



行政サービスの提供【通年】

海事局及び地方運輸局等は、手順書等に従い均質的な監査等の行政サービスを実施するとともに、監査等の記録を作成・保管。

評価【通年】

監査等の行政サービスが、手順書等に基づき適切に実施されていること等を海事局及び地方運輸局等で確認・評価。



- 海事局からの業務改善指示を受けて国に提出した「業務改善計画」に基づき、令和6年3月まで集中的に検査の実効性向上にかかる取組を実施。令和6年4月以降も、**検査の実効性向上に係る取組を継続**。

【安全第一の意識改革】

- ✓ 本部と全支部で船舶検査に関する会議を定期的を開催し、**小型船舶の安全確保を最優先とする検査という意識を徹底するための取り組みを継続**。
- ✓ 全支部を対象とした**外部講師による講義を定期的に継続実施**（海上運送法関係、事故事例、救命いかだ等）

【継続的な業務改善の仕組み】

- ✓ 令和6年12月に「**品質管理規程**」等を制定し、本部及び一部の支部において新たな品質管理システムの運用を開始。その後、順次対象支部を拡大しており、**今年度内に全支部において新たな品質管理システムで運用予定**。
- ✓ 旅客船を中心にJCI本部による**実地監査を実施**（令和6年4月以降の実績：新造船12隻16回、既存船92隻129回）。
- ✓ 全検査員を対象とした**法令等に関する理解度テストを定期的に実施**するとともに、研修内容の継続的な見直し（旅客船検査研修等）や検査員の技量確認（支部長等による検査の実施状況確認等）を実施。
- ✓ 各種監査における**指摘事項等について、定期的にフォローアップを実施**し、すべての指摘事項等について確実な改善を図る取り組みを実施。

【検査体制の強化】

- ✓ **検査員の採用を引き続き強化**（採用実績 令和6年度：15名、令和7年度（8月末時点）：7名）
- ✓ 令和6年2月に**旅客船の検査を確実に執行できる検査員を「旅客船検査員」としてJCI本部が認定する制度を構築**し、現在認定している**旅客船検査員は合計39名**。今年度中に10名程度を追加認定予定。
- ✓ 旅客船検査員でない検査員が旅客船の検査を行う場合等には、JCI本部がウェアラブルカメラを活用し、確実な検査執行を支援
- ✓ 令和6年2月に全国31支部を5つの地域ブロックに分け、**ブロック内の支部間連携を強化**する制度を構築。ブロック単位での自主的な運営に向けて、**ブロック内での課題の共有、支部間の円滑な相互応援**などを実施するとともに、本部と各ブロック長で会議を定期的に実施。

※ 令和7年3月に策定した中期経営計画（令和7年度～令和11年度）に基づき、検査の実効性向上に係る取組等を実施中

旅客船事業者の安全情報の公表（参考資料P.14 (6) ②④）

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告※する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

※令和7年8月8日公表

<事業者が公表する安全情報>

【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命いかだ、救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの最新の船舶検査証書の交付年月日

【事故情報】

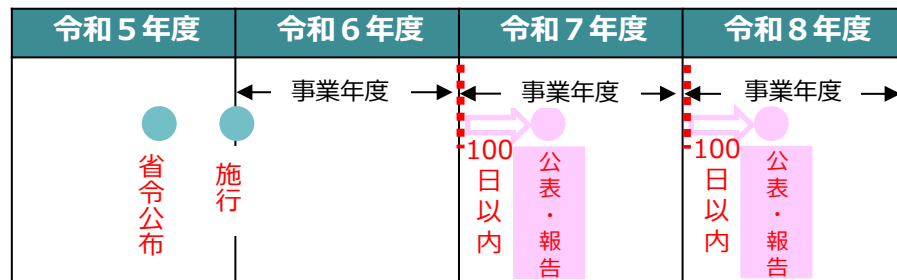
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

<国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL（事業者自らの公表・報告 義務なし）
 - ・ 事業の許可の取消し
 - ・ 事業の停止の命令
 - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
 - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度更新を行う。

検索サイト：https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi_search.cgi

事業者による安全情報の提供事例

- 人の運送をする事業者にあつては、安全管理規程（個人情報や企業情報を除く全体版）など、**輸送の安全にかかわる情報について、HP等により公表することが義務付けられている。**
- 事業者による安全情報の提供事例は、以下のとおり。

事例 1

安全運航とお客様の安全を確保するための設備

ガリンコ号 III IMERU

お客様が安心して船旅を楽しめますように、命を守るための設備と弊社の安全に対する取り組みをご案内いたします。

救命設備

救命胴衣（大人用）245 着

（子供用）24 着

（幼児用）6 着



※救命胴衣を最大定員分搭載しており子供用と幼児用の救命胴衣も法に基づく数量を搭載

救命胴衣（シート下収納状態）

救命浮環（うきわ）

膨張式救命いかだ



※自己点灯灯付 2 個 計 4 個

※50 名乗 × 5 艘（屋根・囲い付）

衛星 EPIRB（イ・パーブ）非常用位置指示無線標識装置



※海難事故が発生した現場の位置を海上保安庁や他船に正確に知らせるための無線装置

出典：オホーツク・ガリンコタワー株式会社HP

事例 2

安全への取り組み

1. 安全管理規程

社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく当社の使用する旅客船の業務を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保する目的として安全管理規程を定め、規程に基づき安全運航に努めています。

4. 定期的な訓練の実施

当社では定期的に訓練を実施し技能の維持向上を図っています



【膨張式救命浮器を使用した総員退船訓練】

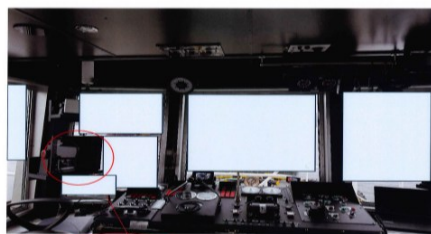


【芦ノ湖で運航する遊覧船間の旅客移送訓練】

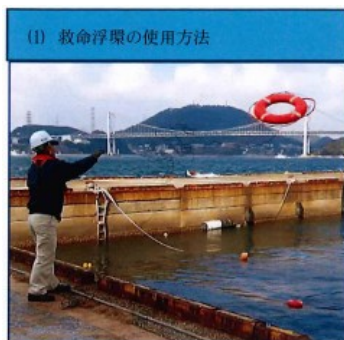
出典：箱根遊船株式会社HP

-

○ 設置が義務づけられていない船舶に航海用レーダー設置
(西日本海運(株))



- 実施が義務づけられていない合同訓練を地域の関係者（海上保安部等）と連携して実施
（西日本海運（株））



- 法定の無線設備に加え、追加で無線設備を備え付け
(フェニックスサイトシーイングコーポレーション(株))

無線局免許状				
免許人 氏名又は名称		エヌエヌサウスイーシング・インターナショナル株式会社		
住所又は所在地		〒		
無線局の種類	周波数	免許の番号		
免許の有年月日	年 月 日	免許の有効期限	年 月 日まで	
無線局の目的	放送業務		業務の種類別 第 号	
利用事項	電波の計画的な利用を必要とする 地上放送事業に使用する等事項			
通信の相手方	電波の計画的な利用を必要とする相手 人工衛星利用の受信設備			
識別符号	)			
無線局設置の位置場所 F40HNN1XZ				
電波の周波数、周波数帯域及び周波数				
F3E	150 MHz			
	CH2	CH14	CH16	CH20
	CH21	帯 1		
	CH23	帯 2		
	CH27	帯 2		
F2D	150 MHz			15
	(CH20)			
	F12, 162MHzから 162, 020MHzまで			
	25MHz 帯域の周波数 37 帯			
	9410 MHz			2
	9420 MHz			2
	9430 MHz			2
	9440 MHz			2
	9450 MHz			2
	9460 MHz			2
	9470 MHz			2
	9480 MHz			2
	9490 MHz			2
	9500 MHz			2
	9510 MHz			2
	9520 MHz			2
	9530 MHz			2
	9540 MHz			2
	9550 MHz			2
	9560 MHz			2
	9570 MHz			2
	9580 MHz			2
	9590 MHz			2
	9600 MHz			2
	9610 MHz			2
	9620 MHz			2
	9630 MHz			2
	9640 MHz			2
	9650 MHz			2
	9660 MHz			2
	9670 MHz			2
	9680 MHz			2
	9690 MHz			2
	9700 MHz			2
	9710 MHz			2
	9720 MHz			2
	9730 MHz			2
	9740 MHz			2
	9750 MHz			2
	9760 MHz			2
	9770 MHz			2
	9780 MHz			2
	9790 MHz			2
	9800 MHz			2
	9810 MHz			2
	9820 MHz			2
	9830 MHz			2
	9840 MHz			2
	9850 MHz			2
	9860 MHz			2
	9870 MHz			2
	9880 MHz			2
	9890 MHz			2
	9900 MHz			2
	9910 MHz			2
	9920 MHz			2
	9930 MHz			2
	9940 MHz			2
	9950 MHz			2
	9960 MHz			2
	9970 MHz			2
	9980 MHz			2
	9990 MHz			2
	10000 MHz			2
	10010 MHz			2
	10020 MHz			2
	10030 MHz			2
	10040 MHz			2
	10050 MHz			2
	10060 MHz			2
	10070 MHz			2
	10080 MHz			2
	10090 MHz			2
	10100 MHz			2
	10110 MHz			2
	10120 MHz			2
	10130 MHz			2
	10140 MHz			2
	10150 MHz			2
	10160 MHz			2
	10170 MHz			2
	10180 MHz			2
	10190 MHz			2
	10200 MHz			2
	10210 MHz			



- ### <その他取組事例>

- ・アルコール検査について、単独で行うのではなく、他者の立会いの下、行う体制を構築（（株）しまなみ、フェニックスサイトシーイングコーポレーション（株）、西日本海運（株））
- ・法定の数量より多く救命胴衣を備え付け（しまなみ（株））
- ・船員に対する輸送の安全に関する教育について、船員の経歴及び能力に応じ、ディスカッションや体験等（一方的な講義ではない方式）を実施（（株）しまなみ、フェニックスサイトシーイングコーポレーション（株）、西日本海運（株））等

特定操縦免許講習の実施事例（参考資料P.6(2)①）

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、従前の海難発生時の措置に係る講習課程に加え、「事故を未然に防ぐ」観点から、令和6年4月より講習内容に航判断に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加するとともに、修了試験を開始。
- 制度改正前に特定操縦免許を取得した者に対しても、移行講習（特定操縦免許講習の課程のうち、本改正により拡充された内容に相当する部分）の受講を義務付け。
- 令和7年8月1日現在、全国で22の登録特定操縦免許講習実施機関が講習を実施。

講習実施機関

地区	講習機関名
北海道	(株) JEIS北海道教習センター
東北	(株) 日本船舶職員養成協会東北
北信	(株) 船舶職員養成協会北陸信越
関東	(一財) 日本船舶職員養成協会
	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
	(株) Umimawari
中部	(一財) 日本船舶職員養成協会関東
	(一財) 日本船舶職員養成協会近畿
近畿	(一社) 全国小型船舶教習所連合会
	(株) 滋賀ボートセンター
中国	(一社) 広島海技学院
	(一財) 尾道海技学院
	(株) ロイヤルマリンコーポレーション
四国	(一財) 四国船舶職員養成協会
	(一財) 関門海技協会
九州	堀川船舶(株)
	(株) 日本海洋資格センター
	(株) ケイエムマリン
	重信良広
沖縄	(有) 沖縄マリン
	(株) まどか海事事務所

特定操縦免許講習の実施内容例



救命いかだの構造説明



人命救助の実習



発航前点検の実習
(船外)



発航前点検の実習
(船内)

特定教育訓練の実施事例 (参考資料P.6(2)②)

- 小型旅客船の船舶所有者は、**初任の船長等の乗組員**について、**船舶の航行する海域の特性に応じた操船等に関する教育訓練を実施**（令和6年4月より義務付け）。

株式会社竹富島マリンサービス

【訓練対象船舶】

おおはま 総トン数：19トン 旅客定員：42名
第三徳海 総トン数：19トン 旅客定員：40名

【訓練対象者】船長候補（甲板員5年目）

【訓練実施期間】令和7年1月～3月
（約3か月）

【特定訓練教育】グループ4
（実技15回以上等）

【訓練対象航路】

石垣港～竹富港



指導者コメント

- 海の状況を的確に把握することで初めて安全な運航判断ができることを、訓練対象者へ伝えるよう心がけた。

訓練対象者コメント

- 気象情報の把握が安全第一の運航判断に必要であることを心がけ、訓練に臨んだ。



ハウステンボス株式会社

【訓練対象船舶】あかしあ号

総トン数：19トン 旅客定員：64名

【訓練対象者】甲板員候補

【訓練実施期間】
令和7年3月～4月（約1月）

【特定訓練教育】
グループ4（実技5回以上等）

【訓練対象航路】

ハウステンボス～ジュラシックアイランド



指導者コメント

- 訓練対象者の他社での経験が本船の特徴や航行海域の特性などのスムーズな理解につながった。

訓練対象者コメント

- 他船の動きなどの状況を迅速に把握し報告することができるようになった。



動画による制度解説 ～特定教育訓練とは～

「訓練のやり方がピンとこない」「制度が難しい…」との声に対して、海事局で**10分で分かる解説動画**を作成。

（令和7年2月）



特定教育訓練

なまのべんりからすていじょうしきしてしるべきです
そのべんりからすていじょうしきしてしるべきです



⇒ 窓口での案内や、事業者において参照いただいています。

その他安全運航に資する取組み(情報共有)

ダイビング船の安全対策ガイドライン

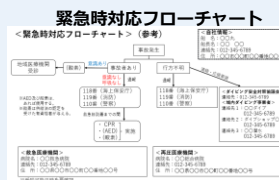
- 近年、ダイビング船による海難事故が相次いで発生していることを踏まえ、令和7年4月より「ダイビング船の安全対策検討委員会」を開催し、「ダイビング船の安全対策ガイドライン」を策定。本ガイドラインは、ダイビング船の船長をはじめ、ダイビング事業者やダイバー等関係者が取組むべき安全対策を、全国共通のベースラインとして、ハード・ソフトの両面から総合的にとりまとめたもの。（令和7年7月24日公表）



ガイドラインの主な内容

1. 安全管理体制の充実

- ✓ 運航可否判断基準等の設定
- ✓ 緊急時対応計画
- ✓ 乗船者名簿の管理
- ✓ 損害賠償責任保険への加入



3. ダイバー、ダイビング事業者が守るべき事項

- ✓ ボートダイビングに係る講習の受講
- ✓ 運航事業者によるガイドライン対応状況の公表と利用者による適合船舶の選択
- ✓ 利用者の意識の向上

2. 船長等が船舶運航時に守るべき事項

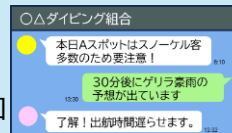
- ✓ 船舶の安全点検
- ✓ アンカリングの安全対策
- ✓ 適切な見張りの実施
- ✓ ダイバー潜水中の国際信号旗「A」の掲揚等
- ✓ プロペラへの巻き込み事故防止



4. 地域連携と安全活動の醸成

- ✓ 事業者間の連携
 - ・ 情報共有体制の構築
 - ・ 勉強会等の実施
 - ・ 地域ルールの方策
- ✓ 講習・訓練の実施及び参加

SNSを活用した
情報共有のイメージ



<参考資料>

- ・ ダイビング船事故事例集
- ・ 場面別Q & A集
- ・ ガイドライン対応状況確認表
- ・ 発航前検査チェックリスト

5. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置

- ✓ 本船が積載できる器材の数、重量及び積載場所に関する船内での掲示
- ✓ 本船が積載できる器材の数、重量を超えて追加搭載する潜水器材がある場合の注意事項の徹底
- ✓ 重量物（潜水器材）の適切な積載方法

6. 船舶をダイビング目的で使用する場合は船舶検査

- ✓ 運航実態を把握した確実な船舶検査の実施
- ✓ 仕切り板を外した状態を前提とした最大とう載人員に係る条件の指定
- ✓ 臨時検査の受検義務

○ 旅客船の運航に携わる幅広い関係者（経営者、安全統括管理者、運航管理者、船長、乗組員等）が、安全に関わる有益な情報に日常的に触れ、常に自分事として安全を意識することの端緒となるよう、旅客船の安全確保に役立つ幅広い情報を親しみやすい表現で届けるメールマガジン「うみマガ」を、海事局内若手職員が編集し、月に1回発信中（令和7年4月～）。

主なコンテンツ

- 旅客船に関連する制度改正や新たに導入される施策の周知・解説
- 安全総点検、安全キャンペーン等のお知らせ
- セミナー、研修等の開催情報
- 安全運航いろはカルタ
- 運航労務監査官コラム
- わが街ふなたび航路自慢（安全の取組を含む）など

キャラクター同士のかけ合いなどを取り入れ、親しみやすさや読者の理解を促進するよう工夫

主人公



解説役



運航管理者見習い
ピーきち

海事局 ネコ室長

読者登録・バックナンバー

特設ページにて、読者登録フォームへのリンクや、バックナンバーを掲載。



特設ページ

紙面の例



The example shows the newsletter's header with the title 'うみマガ' and volume information. It features several sections: a 'NEWS' section about the 'Ship's DoraReco' guidelines, a '海のドラレコ活用' (Using Ship's DoraReco) section with a lecture, a '特定教育訓練' (Mandatory Education and Training) section with a 10-minute video, and a '安全運航いろはカルタ' (Safe Navigation Iroha Card) section. The layout is colorful and includes illustrations of the bird and cat characters.